

# 公益社団法人日本地震工学会 大崎順彦賞細則

2024年6月28日制定

2024年8月1日改定

## (適用範囲)

第1条 本細則は、公益社団法人日本地震工学会定款第4条第1項第7号に規定する業績の表彰に基づき、挑戦的で継続的に行ったすぐれた研究開発により地震工学および地震防災の分野で業績をあげた若手研究者に本会が贈る「日本地震工学会 大崎順彦賞」に関して定める。

## (受賞対象者)

第2条 本賞の対象者は、大学や大学院、研究機関、民間企業等に勤務する研究者・開発者や実務者（大学院生も含む）とし、以下の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 受賞年の4月1日時点で45歳以下であること。
- (2) 応募かつ表彰時点で日本地震工学会の会員（学生会員を含む）であること。
- (3) 日本国籍を有する者（海外在住者を含む）、または、日本国籍を有しなくても、我が国の大学や大学院、研究機関、民間企業等に所属して5年以上の研究・開発の経験があり、今後も我が国において研究・開発の活動の継続を予定している者であること。
- (4) 本賞を過去に受賞したことのない者であること。

## (対象業績)

第3条 本賞で対象とする業績は、地震工学に主軸を置き、地震工学に新しい視点や考え方を取り入れたり、周辺領域の研究成果をうまく採り込んで課題解決を行ったりして、挑戦的で地震工学の裾野を広げるような、継続的に実施した研究成果または技術開発成果とする。

## (受賞者数)

第4条 受賞者数は、原則として毎年2名以内とする。

## (授賞式)

第5条 授賞式は、社員総会において行い、受賞者に賞金および副賞を贈る。

(委員会構成及び選考)

- 第6条 大崎順彦賞選考委員会は、会長、副会長、総務理事、会員理事から構成する。
- 2 委員会には前項のほか、会長が適当と認めたもの若干名を追加することができる。
  - 3 提出された第7条3項に定める提出書類により1次選考を行って受賞候補者を数名に絞り、2次選考では候補者による研究開発概要のプレゼンテーションを行って受賞者を決定する。
  - 4 選考は公益社団法人日本地震工学会表彰規程第3条第4項による。

(募集・推薦の方法)

- 第7条 大崎順彦賞選考委員会は、原則として、毎年9月に、大崎順彦賞への候補業績の募集・推薦の受付、応募締め切り等を本会ホームページ上に公示する。
- 2 推薦者は、博士号取得者もしくはそれに相当する個人で、自薦も認める。
  - 3 推薦者は、別に定める様式による推薦書1部、研究開発概要書1部、推薦者が審査にあたって必要と思われるその他資料があれば1部を応募締め切りまでに送付する。

(取り消し)

- 第8条 理事会は、受賞対象の研究に不正が認められたときは、遡って受賞を取り消すことができる。

(細則の変更)

- 第9条 本細則は、理事会の議決により変更することができる。

附則

- 1) この細則は、内閣総理大臣による公益認定を受けた日から施行される。
- 2) 公益認定を受けた日は、2013年5月1日である。
- 3) この細則は2024年8月1日から施行する。